様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年 2月 14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいにっぽんだいやこんさるたんと  一般事業主の氏名又は名称 大日本ダイヤコンサルタント株式会社  （ふりがな） はらだ　まさひこ  （法人の場合）代表者の氏名 　原田　政彦  住所　〒101-0022  東京都千代田区神田練塀町300番地  住友不動産秋葉原駅前ビル　４F  法人番号　8013301006938  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. DNホールディングスグループ「統合報告書2024」 | | 公表日 | 2024年12月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：   1. DNホールディングス ホームページ＞IR情報＞IRライブラリ＞統合報告書   https://www.dcne.co.jp/IR/library/integrated/  記載箇所・ページ：40頁、26頁、20頁   * 大日本ダイヤコンサルタント株式会社は、DNホールディングス株式会社の基幹事業会社です。 * 「統合報告書」ならびに「中期経営計画2026概要」は持ち株会社であるDNホールディングスより公開しています。 | | 記載内容抜粋 | DXは就業形態のみならず、事業形態にも大きな影響を及ぼします。建設コンサルタント業としても生成AIなどに遅れをとることなく効果的に取り入れた上で、最終目標として新しい事業展開を図っていきたいと考えています。  当社グループの「大地と空間、人と社会の可能性を引き出し、未来を拓く」という企業理念の実現に向けて「攻めのDX・守りのDX」を推進し、革新と共創で社会課題の克服を目指します。  サステナビリティ方針に基づく行動計画を策定するとともに「革新と共創で社会課題を克服する」をスローガンにDXを推進し、持続可能な社会の創生に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 2024年11月19日開催の取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. DXトップメッセージ 2. DNホールディングスグループ「統合報告書2024」 | | 公表日 | 1. 2024年4月22日 2. 2024年12月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：   1. 大日本ダイヤコンサルタント ホームページ＞DXトップメッセージ   https://www.dd-con.co.jp/corporate/dx-topmessage.html   1. DNホールディングス ホームページ＞IR情報＞IRライブラリ＞統合報告書   https://www.dcne.co.jp/IR/library/integrated/  記載箇所・ページ：27頁 | | 記載内容抜粋 | トップメッセージ  2024年4月22日  大日本ダイヤコンサルタント株式会社  代表取締役社長　原田 政彦  「革新と共創で社会課題を克服する」  ○品質と安全を追求するDX（効率化・省力化）  　■革新的なテクノロジー開発により品質を向上させ、最適な技術と解決策を提供するコンサルティングを実現します。  　■安全な働き方と作業負担を軽減するため、サイバー空間等、物理的制約を受けない仕事のあり方を 実現します。  ○国土を守るDX（研究開発・技術開発）  　■先進的な技術やデータ分析を駆使し、社会資本整備や災害リスク低減に貢献します。  　■国土を守るためのイノベーションを推進し、安心で持続可能な社会の実現に邁進します。  ○ヒト中心で考えるDX（人財育成・組織力強化）  　■デジタルリーダーシップを推進し、デジタル技術やデータ分析に精通したリーダーを育成します。  　■AIとデータドリブンの能力強化でキャパシティビルディングを推進し、変革力の強い組織を創出します。  研究開発  当社グループは、「未来を守るDX」という研究開発ビジョンのもと、国土交通政策の課題に対応する技術開発を推進します。  1. 国土を守るDX  気候変動に伴う災害リスクの低減を目指し、シミュレーション技術、ビッグデータ解析、デジタルツイン技術を活用し、複合災害の予測と対策を行います。このプラットフォームによって、より正確な現状把握とリスク評価を行い、災害対策の効果を最大化します。  2. 持続可能なインフラを維持するDX  インフラの老朽化対策として、3Dモデルを用いた一元管理システムの開発を進め、点検効率と精度を向上させます。また、AIサポート機能を搭載した点検システムやリアルタイムAIモニタリングシステム（DDA）を導入し、インフラの健全性評価と長寿命化に取り組みます。  3. ウェルビーイングを推進するDX  現場作業の負担軽減や作業プロセスの自動化を進め、社員一人ひとりが安全・安心かつ効率的に働ける環境を整備します。これにより、働き方改革を推進し、社員の健康と幸福を促進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 2024年4月22日開催の取締役会にて決議 2. 2024年11月19日開催の取締役会にて承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ② 39頁、42頁 | | 記載内容抜粋 | 主要事業会社となる大日本ダイヤコンサルタントにおいて社内からメンバーを選抜し、2024年7月にDX戦略推進部を立ち上げました。当部署は、DXの技術向上に注力するグループと、DX活用による事業改革に注力するグループの2つにより構成され、事業会社全体のDX戦略を牽引する役割を担っています。  2024年7月からは、DX人材育成プログラムを開始しています。これは、DXの技術向上に注力するグループと、DX活用による事業改革に注力するグループの2つに分けた教育カリキュラムを用意し、2年間かけてスキル習得を目指すものとなります。また、DX人材育成プログラムを関連部署にも共有することで、AI技術を中心とした幅広いスキル向上を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ② 26頁 | | 記載内容抜粋 | オンラインストレージサービス「Box」を利用し、社外関係者との情報共有を拡大しています。これにより、情報セキュリティの向上を図るとともに、メール添付やファイル転送サービスでの誤送信やウイルス感染のリスク、版管理の煩雑さといった課題を解消できる情報共有環境を実現しています。  生成型AIは、今後のビジネスにおいて必要不可欠なツールです。当社は、この先端技術を業務に安全かつ効果的に活用するため、当社専用の生成型AIサービスを全社導入しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2026概要 | | 公表日 | 2023年 8月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：   1. DNホールディングス ホームページ＞IR情報＞中期経営計   https://www.dcne.co.jp/IR/businessplan/  記載箇所・ページ：「資本コスト・利益配分方針」 | | 記載内容抜粋 | 給与還元・人材育成 35%  新入社員研修、階層別研修、DX推進研修、リカレント研修、リスキリング研修、コンプライアンス研修 等  事業拡大投資 30%～35%  研究開発活動の実施・研究開発成果の事業活動への実装  情報技術の高度化・知財、無形資産戦略の実施 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2024年12月4日 | | 発信方法 | 1. DNホールディングス ホームページ＞IR情報＞IRライブラリ＞統合報告書   https://www.dcne.co.jp/IR/library/integrated/  記載箇所・ページ：51頁 | | 発信内容 | 大日本ダイヤコンサルタント株式会社　社長メッセージ  代表取締役社長　原田政彦  これまで行ってきた賃金アップと労働時間の削減を継続しつつ増益を目指すためには更なる生産性向上が必要であり、そのためDXの推進、操業管理の強化、エンゲージメントの向上に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトより自己診断結果を提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 情報セキュリティ基本方針は2023年7月に改訂  毎年5月にWebラーニングによる情報セキュリティ教育  毎期6月・12月に内部監査・外部監査を実施している | | 実施内容 | ISO/IEC27001を参照し、社内情報セキュリティに関する規程の整備やランサムウェアに対する行動規範を策定するとともにCSIRTを設置し、インシデント発生時の被害極小化への組織的取り組みを徹底するなど、管理体制の強化に努めております。  情報システム部およびインフラ技術研究所においてISO/IEC27001の認証取得をしています。  サイバー攻撃対策の観点から、全社員向けにWebラーニングによる教育、年４回以上の標的型攻撃メール訓練を実施し、セキュリティレベルの維持向上を図っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。